

第6章 部門別概念・定義・範囲

第1節 内生部門

本章は、平成7年表の基本分類の各部門について、その概念・定義・範囲を規定したものである。平成7年表の部門分類は、原則として、平成2年表を踏襲しているが、一部に変更が加えられており、それらは、各部門ごとに変更内容を記載しているほか、第1部の〔別表2〕として、新旧対照表が示されている。また、本章で言及している日本標準産業分類（J S I C）は、平成5年10月改訂のものである。

部門別概念・定義・範囲は、おおむね次のとおり記述している。

〔列・行コード、名称〕

内生部門、最終需要部門、粗付加価値部門について、コード順に、列部門ごと（粗付加価値部門は行部門ごと）に規定している。

〔担当省庁〕

列・行コード、名称欄の右下端に、当該部門の担当省庁名を記載している。

〔概念・定義・範囲〕

当該部門の概念・定義・範囲を規定している。

〔I S I C〕

当該部門が主に属する国際標準産業分類第3次改訂版のコード及び名称（仮訳）を参考として記述している。

〔生産物例示〕又は〔品目例示〕

当該部門の活動によって産出される主な財又はサービスを行部門ごとに例示したものである。

ただし、行部門名又は概念・定義・範囲の記述から産出される主な財又はサービスが明らかな場合には例示を省略している。

〔変更点〕

平成7年表において、平成2年表の概念・定義・範囲を変更したもの等について記載している。

〔注意点〕

概念・定義・範囲に関する留意点、昭和60年表から平成2年表における変更点等について注記している。

〔注〕1. 基本分類の部門名欄の★印は、活動主体を次のように示す。

★★……政府サービス生産者

★……対家計民間非営利サービス生産者

無印……産業

2. Pは仮設部門を示す。

1 農林水産業

列部門	0111-01	米
行部門	0111-011	米
	0111-012	稲わら

（農林水産省）

日本標準産業分類の細分類0111「米作農業」の生産活動を範囲とする。

I S I C：「0111 穀物及び他に分類されない作物栽培農業」

列部門	0111-02	麦類
行部門	0111-021	小麦（国産）
	0111-022	小麦（輸入）
	0111-023	大麦（国産）
	0111-024	大麦（輸入）

（農林水産省）

日本標準産業分類の細分類0112「米作以外の穀作農業」のうち、麦類の生産活動を範囲とする。

I S I C：「0111 穀物及び他に分類されない作物栽培農業」

〔生産物例示〕

小麦、大麦（二条、六条）、裸麦

列部門	0112-01	いも類
行部門	0112-011	かんしょ
	0112-012	ばれいしょ

（農林水産省）

日本標準産業分類の細分類0117「ばれいしょ・かんしょ作農業」の生産活動を範囲とする。

I S I C：「0111 穀物及び他に分類されない作物栽培農業」

〔注意点〕

さといも、やまのいも等は、「0113-01、-001野菜（露地）」に含まれる。

列部門	0112-02	豆類
行部門	0112-021	大豆（国産）
	0112-022	大豆（輸入）
	0112-029	その他の豆類

（農林水産省）

日本標準産業分類の細分類0112「米作以外の穀作農業」のうち、豆類の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「0111 穀物及び他に分類されない作物栽培農業」
〔生産物例示〕

大豆, 小豆, えんどう, そらまめ, いんげん豆, ささげ, らっかせい

〔注意点〕

未成熟の大豆, えんどう, そらまめ, いんげん豆は, 「0113-01, -001野菜（露地）」に含まれる。

列部門	0113-01	野菜（露地）
	0113-02	野菜（施設）
行部門	0113-001	野菜

（農林水産省）

日本標準産業分類の細分類0113「野菜作農業（きのこ類の栽培を含む）」のうち、野菜の生産活動を範囲とする。

なお、野菜（施設）の範囲は、「野菜生産出荷統計」の区分に従い、ガラス室（主たる資材としてガラスを用いた恒久的施設）、ハウス（ガラス以外で被覆され、作業者が中に入り得る高さの施設）及びトンネル（ガラス以外で被覆され、作業者が中に入り得ない高さの施設）による野菜の生産活動とし、野菜（露地）の範囲は、それ以外の方法による野菜の生産活動とする。

I S I C : 「0112 野菜、園芸作物及び苗の栽培農業」

〔生産物例示〕

かぼちゃ, ピーマン, きゅうり, 露地メロン, 温室メロン, すいか, なす, トマト, いちご, さやえんどう（未成熟えんどう）, 未成熟とうもろこし, えだまめ（未成熟大豆）, さやいんげん（未成熟いんげん）, キャベツ, はくさい, 非結球つげな, ほうれんそう, ねぎ, たまねぎ, にら, みつば, しゅんぎく, にんにく, レタス, セルリー, カリフラワー, ブロッコリー, アスパラガス, たけのこ, だいこん, かぶ, にんじん, ごぼう, さといも, やまのいも, れんこん, しょうが, 未成熟そらまめ, しろりり, とうがらし, おくら, にがうり, とうがん, パセリ, ふき, 葉たまねぎ, しそ, みょうが, わさび, うど, らっきょう, わけぎ, せり, 芽キャベツ, レッ

ドキャベツ, わさびだいこん, マッシュルーム, くわい, ゆりね, チンゲンサイ, かいわれだいこん

〔注意点〕

① 平成2年表において、昭和60年表の列部門「0113-01野菜」を「0113-01野菜（露地）」及び「0113-02野菜（施設）」に分割。

② 国産野菜については、昭和55年表までは「生産農業所得統計」の「野菜」の範囲でとられていたが、60年表からは「農業及び農家の社会勘定」（61年に「農業・食料関連産業の経済計算」と改称）の範囲に拡大。

列部門	0114-01	果実
行部門	0114-011	かんきつ
	0114-012	りんご
	0114-019	その他の果実

（農林水産省）

日本標準産業分類の細分類0114「果樹作農業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「0113 果実, ナッツ, 飲料用作物及び香辛料作物の栽培農業」

〔生産物例示〕

みかん, なつみかん, オレンジ, ネーブルオレンジ, はっさく, いよかん, レモン, グレープフルーツ, りんご, バナナ, ぶどう, 日本なし, 西洋なし, もも, すもも, おうとう, びわ, うめ, かき, くり, キウイフルーツ, パインアップル, いちじく, あんず, 果樹の植物成長

〔注意点〕

国産果実については、昭和55年表までは「生産農業所得統計」の「果実」の範囲でとられていたが、60年表からは「農業及び農家の社会勘定」（61年に「農業・食料関連産業の経済計算」と改称）の範囲に拡大。

列部門	0115-01	砂糖原料作物
行部門	0115-011	砂糖原料作物

（農林水産省）

日本標準産業分類の細分類0115「工芸農作物農業」のうち、砂糖原料作物の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「0111 穀物及び他に分類されない作物栽培農業」
〔生産物例示〕

さとうきび, てんさい

列部門	0115-02	飲料用作物
行部門	0115-021	コーヒー豆・カカオ豆（輸入）
	0115-029	その他の飲料用作物

（農林水産省）

日本標準産業分類の細分類0116「工芸農作物農業」のうち、飲料用作物の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「0113 果実、ナッツ、飲料用作物及び香辛料作物」

〔生産物例示〕

コーヒー豆（輸入）、カカオ豆（輸入）、茶（生茶）、ホップ、茶の植物成長

列部門	0115-09	その他の食用耕種作物
行部門	0115-091	雑穀
	0115-092	油糧作物
	0115-093	食用工芸作物（除別掲）

（農林水産省）

日本標準産業分類の小分類011「耕種農業」のうち、他に分類されない食用耕種作物の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「0111 穀物及び他に分類されない作物栽培農業」
「0112 野菜、園芸作物及び苗の栽培農業」
「0113 果実、ナッツ、飲料用作物及び香辛料作物の栽培農業」

〔生産物例示〕

雑穀：らい麦、そば、えん麦、とうもろこし、あわ、きび、ひえ、グリーンソルガム

油糧作物：なたね（種実）、ごま、オリーブ

食用工芸作物（除別掲）：こんにゃくいも、香辛料作物（輸入）、飼料用キャッサバ芋（輸入）

〔変更点〕

平成2年表の「0111-03雑穀」と「0115-09その他の食用耕種作物」を統合。

〔注意点〕

- 平成2年表において、昭和60年表の列・行部門「0115-01、-011油糧作物」を本部門に統合。
- 平成2年表において、昭和60年表の行部門「0115-091香辛料作物（輸入）」を「0115-093食用工芸作物（除別掲）」に統合。

列部門	0116-01	飼料作物
行部門	0116-011	飼料作物

（農林水産省）

日本標準産業分類の細分類0119「その他の耕種農業」のうち、飼料作物の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「0111 穀物及び他に分類されない作物栽培農業」
〔生産物例示〕

青刈とうもろこし、牧草、飼料用かぶ

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列部門「0014-90その他の食用耕種作物」から「0116-01飼料作物」を分割・特掲。

列部門	0116-02	種苗
行部門	0116-021	種苗

（農林水産省）

日本標準産業分類の細分類0119「その他の耕種農業」のうち、種苗の生産活動を範囲とする。

なお、生産物を直接自部門投入して生産活動を行うものを除く。

I S I C : 「0112 野菜、園芸作物及び苗の栽培農業」
〔生産物例示〕

農産物（畜産物、蚕を除く）の種子、球根、苗木（山行き苗木を除く）

〔注意点〕

- 花き苗は、「0116-03、-031花き・花木類」に含まれる。
- 昭和60年表において、55年表の列部門「0015-20非食用耕種作物」から「0116-03種苗」を分割・特掲。行部門も、昭和55年表「0015-290その他の非食用耕種作物」から「0116-031種苗」を分割・特掲。

列部門	0116-03	花き・花木類
行部門	0116-031	花き・花木類

（農林水産省）

日本標準産業分類の細分類0115「花き作農業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「0112 野菜、園芸作物及び苗の栽培農業」
〔生産物例示〕

切花、鉢物、花木、花き苗、芝

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列部門「0015-20非食用耕種作物」から「0116-04花き・花木類」を分割・特掲。行部門も、昭和55年表「0015-290その他の非食用耕種作物」から「0116-041花き・花木類」を分割・特掲。

列部門	0116-09	その他の非食用耕種作物
行部門	0116-091	葉たばこ
	0116-092	生ゴム（輸入）
	0116-093	綿花（輸入）
	0116-099	その他の非食用耕種作物（除別掲）

（農林水産省）

日本標準産業分類の小分類011「耕種農業」のうち、他に分類されない非食用耕種作物の生産活動を範囲とする。

ISIC：「0111 穀物及び他に分類されない作物栽培農業」
 「0112 野菜、園芸作物及び苗の栽培農業」
 「0113 果実、ナッツ、飲料用作物及び香辛料作物の栽培農業」

〔生産物例示〕

葉たばこ、生ゴム（輸入）、綿花（輸入）、薬用作物（薬用人参、あまちゃづる等）、製紙原料作物（こうぞ、みつまた等）、敷物原料作物（いぐさ等）、織物原料作物（麻）、その他の工芸作物（あい、紅花等）

〔変更点〕

平成2年表の列部門「0116-02葉たばこ」と「0116-09その他の非食用耕種作物」を統合。

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列部門「0015-20非食用耕種作物」及び行部門「0015-290その他の非食用耕種作物」から「0116-03、-031種苗」及び「0116-04、-041花き・花木類」を除外し、「0116-09その他の非食用耕種作物」、「0116-093非食用工芸作物」に名称変更。

列部門	0121-01	酪農
行部門	0121-011	生乳
	0121-019	その他の酪農生産物

（農林水産省）

日本標準産業分類の細分類0121「酪農業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「0121 牛、羊、山羊、馬、ろば、らば及びけっ
 てい飼育業；酪農業」

〔生産物例示〕

生乳、乳子牛（と畜向け、肥育向け）、乳用牛の頭数増・肥大、きゅう肥

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の行部門「0016-120乳子牛（と畜向け）」を「0121-019その他の酪農生産物」に統合。

列部門	0121-02	鶏卵
行部門	0121-021	鶏卵

（農林水産省）

日本標準産業分類の細分類0124「養鶏業」のうち、鶏卵の生産活動を範囲とする。

ISIC：「0122 その他の畜産農業；他に分類されない動物製品製造業」

〔生産物例示〕

鶏卵、成鶏（含む成鶏換算飼養羽数の増減）、不正常卵、鶏ふん

〔注意点〕

平成2年表において、部門の名称を昭和60年表「0121-02、-021採卵鶏」から変更。

列部門	0121-03	肉鶏
行部門	0121-031	肉鶏

（農林水産省）

日本標準産業分類の細分類0124「養鶏業」のうち、肉鶏の生産活動を範囲とする。

ISIC：「0122 その他の畜産農業；他に分類されない動物製品製造業」

〔生産物例示〕

ブロイラー、鶏ふん

〔注意点〕

- 平成2年表において、部門の名称を昭和60年表「0121-03、-031肉鶏（除別掲）」から変更。
- 昭和60年表において、55年表の列部門「0016-20養鶏」から「0121-03肉鶏（除別掲）」を分割。55年表の行部門「0016-220肉鶏」に含まれていたブロイラー及び「0016-290その他の養鶏生産物」に含まれていたブロイラー鶏ふんを「0121-031肉鶏（除別掲）」に統合。

列部門	0121-04	豚
行部門	0121-041	豚

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類0123「養豚業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「0122 その他の畜産農業 ; 他に分類されない動物製品製造業」

〔生産物例示〕

豚 (含成豚換算飼養頭数の増減), きゅう肥

〔注意点〕

- ① 平成2年表において, 部門の名称を昭和60年表「0121-04, -041養豚」から変更。
- ② 昭和60年表において, 55年表の行部門「0016-310豚」及び「0016-390その他の養豚生産物」を「0121-041養豚」に統合。

列部門	0121-05	肉用牛
行部門	0121-051	肉用牛

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類0122「肉用牛生産業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「0121 牛, 羊, 山羊, 馬, ろば, らば及びけつてい飼育業 ; 酪農業」

〔生産物例示〕

と畜向け (含成牛換算飼養頭数の増減), 肥育向け子畜, きゅう肥

〔注意点〕

- ① 平成2年表において, 部門の名称を昭和60年表「0121-05, -051肉牛」から変更。
- ② 昭和60年表において, 55年表の行部門「0016-490その他の肉牛生産物」を「0121-051肉牛」に統合。

列部門	0121-09	その他の畜産
行部門	0121-091	羊毛
	0121-099	その他の畜産

(農林水産省)

日本標準産業分類の小分類012「畜産農業」のうち, 他に分類されない畜産物の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「0121 牛, 羊, 山羊, 馬, ろば, らば及びけつ

てい飼育業 ; 酪農業」, 「0122 その他の畜産農業 ; 他に分類されない動物製品製造業」

〔生産物例示〕

羊毛, 馬 (軽種馬を含む), やぎ, めん羊, 毛皮用動物 (ミンク, うさぎ等の飼育及びその毛, 毛皮等), 食用鳥類, その他の食用畜産物 (やぎ乳, はちみつ, うずらの卵), 愛玩動物・鳥類, 実験用動物 (マウス, モルモット), きゅう肥

〔注意点〕

昭和60年表において, 55年表の行部門「0016-920肉畜」及び「0016-990その他の畜産生産物」を「0121-099その他の畜産」に統合。

列部門	0122-01	養蚕
行部門	0122-011	養蚕

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類0131「養蚕農業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「0122 その他の畜産農業 ; 他に分類されない動物製品製造業」

〔生産物例示〕

蚕繭 (上繭, 種繭, 玉・屑繭), 蚕種, 桑の葉, 桑の植物成長

〔注意点〕

昭和60年表において, 55年表の行部門「0017-010蚕繭」及び「0017-020養蚕副産物」を「0122-011養蚕」に統合。

列部門	0131-01	獣医業
行部門	0131-011	獣医業

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類8441「獣医業」の活動を範囲とする。

I S I C : 「8520 獣医業」

列部門	0131-02	農業サービス (除獣医業)
行部門	0131-021	農業サービス (除獣医業)

(農林水産省)

日本標準産業分類の小分類014「農業サービス業 (園芸サービス業を除く)」の活動を範囲とする。

I S I C : 「0140 農業及び畜産サービス業(獣医業を除く。)」

〔品目例示〕

カントリーエレベーター, ライスセンター, 稲作共同育苗施設, 土地改良区, 青果物共同選果場, 航空防除, 稚蚕共同飼育業, 種付業, ふ卵業

列部門	0211-01	育林
行部門	0211-011	育林

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類0211「育林業」及び0241「育林サービス業」の活動を範囲とする。

I S I C : 「0200 林業, 伐採業及び関連サービス業」

〔生産物例示〕

苗木, 立木の成長

〔注意点〕

造林用苗木は中間生産物であるが, この部門の生産物に含める。

列部門	0212-01	素材
行部門	0212-011	素材(国産)
	0212-012	素材(輸入)

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類0221「素材生産業」及び0242「素材生産サービス業」の活動を範囲とする。

I S I C : 「0200 林業, 伐採業及び関連サービス業」

〔生産物例示〕

丸太(そま角, 大割材等を含む)

列部門	0213-01	特用林産物(含狩猟業)
行部門	0213-011	特用林産物(含狩猟業)

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類0113「野菜作農業(きのこ類の栽培を含む)」, 小分類023「特用林産物生産業(きのこ類の栽培を除く)」及び029「その他の林業」のうち, 一般用材を除く林産物の採取及び生産活動を範囲とする。

I S I C : 「0112 野菜, 園芸作物及び苗の栽培農業」,

「0150 狩猟業, わなかけ業及び猟鳥・猟獣増殖業(関連サービス業を含む。)」, 「0200 林業, 伐採業及び関連サービス業」

〔生産物例示〕

きのこ類(まつたけ, しいたけ, えのきたけ等), 種実(くり, くるみ等), 樹皮(しゅろ皮等), 生うるし, 竹材, 薪, 木炭(黒炭, 白炭), 狩猟による動物原皮

〔注意点〕

- ① 種実のうち栽培したものは列部門「0114-01果実」及び行部門「0114-019その他の果実」に含まれる。
- ② 昭和60年表において, 55年表の列部門「0212-10特用林産物」及び「0212-20薪炭製造」を「0213-01特用林産物(含狩猟業)」に統合。55年表の行部門「0212-100特用林産物」, 「0212-210木炭」及び「0212-220薪」を「0213-011特用林産物(含狩猟業)」に統合。

列部門	0311-01	沿岸漁業
	0311-02	沖合漁業
	0311-03	遠洋漁業
行部門	0311-001	海面漁業(国産)
	0311-002	海面漁業(輸入)

(農林水産省)

日本標準産業分類の小分類031「一般海面漁業」及び032「捕鯨業」の生産活動を範囲とする。

なお, 沿岸漁業, 沖合漁業, 遠洋漁業の範囲は, 「漁業・養殖業生産統計年報」に合わせ, 次のとおりとする。

沿岸漁業: 漁船非使用漁業, 無動力船及び10トン未満の動力船を使用する漁船漁業並びに定置網漁業, 地びき網漁業

沖合漁業: 10トン以上の動力漁船を使用する漁船漁業のうち, 遠洋漁業及び定置網漁業, 定置網漁業, 地びき網漁業を除いたもの

遠洋漁業: 遠洋まぐろはえ縄漁業, 遠洋底びき網漁業, 以西底びき網漁業等及び捕鯨業

I S I C : 「0500 漁業, 魚の人工ふ化業又は養殖業; 漁業に付帯するサービス業」

〔生産物例示〕

魚類, えび類, かに類, いか類, たこ類, うに類, なまこ類, 貝類, 海藻類, 鯨類

〔注意点〕

- ① 平成2年表において, 昭和60年表の行部門「0311-011沿岸漁業」, 「0311-021沖合漁業」及び「0311-031遠洋漁業」を, 「0311-001海面漁業(国産)」及び「0311-002海面漁業(輸入)」に統合
- ② 昭和60年表において, 55年表の列・行部門「0410-20, -200遠洋・沖合漁業」を「0311-02, -021沖合漁業」及び「0311-03, -031遠洋漁業」に分割。

列部門	0311-04	海面養殖業
行部門	0311-041	海面養殖業

(農林水産省)

日本標準産業分類の小分類041「海面養殖業」の生産活動を範囲とする。

ISIC: 「0500 漁業, 魚の人工ふ化業又は養殖業; 漁業に付帯するサービス業」

[生産物例示]

まあじ, ぶり類, たい類, くるまえび, ほや類, ほたてがい, かき類, こんぶ類, わかめ類, のり類, 真珠

列部門	0312-01	内水面漁業
	0312-02	内水面養殖業
行部門	0312-001	内水面漁業・養殖業

(農林水産省)

日本標準産業分類の小分類033「内水面漁業」及び042「内水面養殖業」の生産活動を範囲とする。

ISIC: 「0500 漁業, 魚の人工ふ化業又は養殖業; 漁業に付帯するサービス業」

[生産物例示]

内水面漁業: さけ類, からふとます, さくらます, ひめます, にじます, いわな, わかさぎ, あゆ, しらうお, こい, ふな, うなぎ, しじみ, えび類, 藻類

内水面養殖業: ます類, あゆ, こい, ふな, うなぎ, ティラピア, 淡水真珠, きんぎょ, 錦ごい

[注意点]

平成2年表において, 昭和60年表の行部門「0312-011内水面漁業」及び「0312-021内水面養殖業」を統合。

2 鉱業

列部門	0611-01	金属鉱物
行部門	0611-011	鉄鉱石
	0611-012	非鉄金属鉱物

(通商産業省)

日本標準産業分類の中分類05「金属鉱業」の掘採及び選鉱活動を範囲とする。

ISIC: 「1200 ウラニウム及びトリウム鉱業」, 「1310鉄鉱業」, 「1320非鉄金属鉱業(ウラニウム鉱及びトリウム鉱を除く。)」

[生産物例示]

非鉄金属鉱物: 銅鉱, 鉛・亜鉛鉱, 金鉱, 銀鉱, すず鉱, タングステン鉱, 硫化鉄鉱

[変更点]

平成2年表の列部門「0611-01鉄鉱石」及び「0612-01非鉄金属鉱物」を統合。行部門「0612-011銅鉱」, 「1612-012鉛・亜鉛鉱」及び「0612-019その他の非鉄金属鉱物」を統合。

列部門	0621-01	窯業原料鉱物
行部門	0621-011	石灰石
	0621-019	その他の窯業原料鉱物

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類082「窯業原料用鉱物鉱業(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る)」の掘採及び選鉱活動を範囲とする。

なお, 他部門で発生する屑・副産物(石こう, 化学石こう, 高炉ガス灰, フライアッシュ, ガラス屑)は本部門を競合部門とする。

ISIC: 「1410 石・砂及び粘土採取業」, 「1429他に分類されないその他の鉱業及び採石業」

[生産物例示]

その他の窯業原料鉱物: けい石, けい砂, ドロマイト, ろう石, 粘土, 長石, 陶石, カオリン

[変更点]

平成2年表の列部門「0621-01石灰石」及び「0621-09その他の窯業原料鉱物」を統合。